

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長（公印省略）

短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大について（通知）

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から短時間労働者に対して厚生年金保険・健康保険が適用されます。

再任用職員及び非常勤講師への適用については、次のとおり取り扱うこととなりましたので遺漏のないようお願いします。なお、該当職員が在籍する学校については、事務処理方法等について別途連絡します。

記

1 適用拡大の対象について

短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大については、勤務時間・勤務日数が、常勤雇用者の 4 分の 3 未満の勤務で、次の①から⑤までに掲げる 5 つの条件を全て満たす短時間労働者について対象となります。

① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること

※ 雇用期間が 1 年未満の場合、以前に同様の雇用契約により雇用された当該職員又は他の職員について更新等により 1 年以上雇用された実績がある場合を含む

③ 賃金の月額が 8.8 万円（時間労働等に対して支払われる賃金、通勤手当及び家族手当を含まない）以上であること

④ 学生でないこと

⑤ 常時 501 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること

2 再任用職員への適用について

（1）1 週当たり旧 16 時間又は旧 20 時間勤務の教職員
対象となりません（厚生年金保険等への加入手続は不要です）。

（2）1 週当たり旧 24 時間又は旧 28 時間勤務の教職員
平成 28 年 10 月 1 日から加入となります。

（3）1 週当たり旧 32 時間勤務又はフルタイム勤務の教職員
それぞれ引き続き社会保険及び公立学校共済組合に加入となります。

※ 1 週当たり旧 16 時間勤務・・・4 週当たり 62 時間
（フルタイムの 5 分の 2 週 15.5 時間）

- 1 週当たり旧 20 時間勤務・・・4 週当たり 77 時間 30 分
(フルタイムの 2 分の 1 週 19.375 時間)
- 1 週当たり旧 24 時間勤務・・・4 週当たり 93 時間
(フルタイムの 5 分の 3 週 23.25 時間)
- 1 週当たり旧 32 時間勤務・・・4 週当たり 124 時間
(フルタイムの 5 分の 4 週 31 時間)

3 非常勤講師への適用について

- (1) 同一教育事務所管内での 1 週当たりの勤務時間が 20 時間以上の場合
(1 の条件を満たす場合)

平成 28 年 10 月 1 日から加入となります。

なお、同一教育事務所管内で再任用短時間と非常勤講師の勤務時間が合計して 20 時間以上の場合も平成 28 年 10 月 1 日から加入となります。

- (2) 同一教育事務所管内での 1 週当たりの勤務時間が 20 時間未満の場合
対象となりません

(3) 留意事項

ア 夏季休業期間等、勤務をしない期間がある場合でも雇用関係が継続する場合はその期間も勤務期間として扱います。

イ 発令期間が「4 月 3 日～3 月 18 日」のように満 1 年とならない場合も「雇用期間が 1 年未満であり、同様の雇用契約により雇用された者について更新等により 1 年以上雇用された実績がある場合」に該当するため対象となります。

担当：総務・給与担当 高辻・矢作・三輪

電話：048-737-2727

FAX：048-737-2812